

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案件名稱	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	旭区役所内情報利用端末及び業務系システム端末・プリント移設等業務委託	その他	株式会社大塚商会	1,298,000	10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
2	旭区役所戸籍情報システム端末・プリント移設等業務委託	その他	富士通Japan株式会社	1,995,400	10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	旭区役所全国住民基本台帳ネットワークシステム端末及び国民健康保険システム端末・プリント移設等業務委託	その他	NECフィールディング株式会社	1,563,100	10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
4	大阪市旭区役所住民情報業務等委託(長期継続契約)	その他	株式会社エイジェック	168973200	10月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

令和5年11月、12月は案件がありませんでした。

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

旭区役所庁内情報利用端末及び業務系システム端末・プリンタ移設等業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 隨意契約理由

当業務において移設対象となる庁内情報利用端末及び業務系システム端末・プリンタについては、株式会社大塚商会が保守業務を担っている。

今般実施する本業務は、旭区役所1階窓口サービス課における当該機器の移設及び付随するLAN設備の移設を行うものであるが、業務の実施に際しては移設後の各機器が正常に作動するよう調整し、また、移設に伴う不具合等が生じていないかなどの点検・確認等を行う必要がある。

これについて、当該機器の保守業務の契約相手方以外の者に履行させた場合、本業務及び保守業務において責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、当該機器の保守業務の契約相手方である株式会社大塚商会は、作業後の作動状態等の保守管理に対し、一貫して責任を持つことができる唯一の企業であることから、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 総務課（電話番号：06-6957-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区役所戸籍情報システム端末・プリンタ移設等業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 隨意契約理由

当業務において移設対象となる戸籍情報システム端末・プリンタについては、富士通Japan株式会社が保守業務を担っている。

今般実施する本業務は、旭区役所1階窓口サービス課における当該機器の移設及び付随するLAN設備の移設を行うものであるが、業務の実施に際しては移設後の各機器が正常に作動するよう調整し、また、移設に伴う不具合等が生じていないかなどの点検・確認等を行う必要がある。

これについて、当該機器の保守業務の契約相手方以外の者に履行させた場合、本業務及び保守業務において責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、当該機器の保守業務の契約相手方である富士通Japan株式会社は、作業後の作動状態等の保守管理に対し、一貫して責任を持つことができる唯一の企業であることから、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 総務課（電話番号：06-6957-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区役所全国住民基本台帳ネットワークシステム端末及び国民健康保険システム端末・プリンタ移設等業務委託

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

3 隨意契約理由

当業務において移設対象となる全国住民基本台帳ネットワークシステム端末及び国民健康保険システム端末・プリンタについては、N E C フィールディング株式会社が保守業務を担っている。

今般実施する本業務は、旭区役所 1 階窓口サービス課における当該機器の移設及び付随する L A N 設備の移設を行うものであるが、業務の実施に際しては移設後の各機器が正常に作動するよう調整し、また、移設に伴う不具合等が生じていないかなどの点検・確認等を行う必要がある。

これについて、当該機器の保守業務の契約相手方以外の者に履行させた場合、本業務及び保守業務において責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、当該機器の保守業務の契約相手方であるN E C フィールディング株式会社は、作業後の作動状態等の保守管理に対し、一貫して責任を持つことができる唯一の企業であることから、本業務は地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

旭区役所 総務課（電話番号：06-6957-9625）

随意契約理由書

1 案件

大阪市旭区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社エイジェック

3 隨意契約理由

旭区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、選定会議の結果、株式会社エイジェックの提案が選定されたため、株式会社エイジェックと業務委託契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 窓口サービス課（住民登録）（電話：06-6957-9963）